

～農業用軽油引取税免税証の交付申請について～

平成19年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を次により受け付けます。

日時 平成18年11月13日(月)

午前9時から午後3時まで

場所 五所川原市栄町10

青森県五所川原合同庁舎 1階相談室

申請用紙は県税事務所、各農業協同組合及び石油製品の販売店にあります。

農協、販売店を通じて提出される方は、10月末までに農協、販売店に依頼してください。

詳しくは、五所川原県税事務所 課税課まで

☎34 - 2111 内線207

～特別遺族給付金の請求について～

－特別遺族給付金の請求についてのお知らせ－

中皮腫や肺がんなど石綿ばく露を原因とする疾病は、石綿ばく露から疾病の発症まで潜伏期間が非常に長期にわたるものです。このため、労働者に発症したこれらの疾病について、業務により石綿にばく露したことと当該疾病との関連性に、これまで医師も労働者本人も気づきにくいといった特質がありました。この結果、労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付を請求する機会を逸し、5年の時効完成により権利を失っている方が存在している状況であり、本年3月27日「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。

この法律が施行されてから6ヶ月が経過しましたが、特別遺族給付金は、請求のあった日の属する翌月分からの支給になります。また、施行から3年経過した平成21年3月27日以降は、特別遺族給付金の請求はできなくなります。

石綿ばく露を原因とする疾病について、石綿ばく露の原因が業務によるものか、業務以外の原因によるものか明らかでない場合には、労災保険給付の請求と救済給付(環境省)の申請同時に行うことも可能なので、青森労働局(017-734-4115)又は最寄りの労働基準監督署までご相談ください。



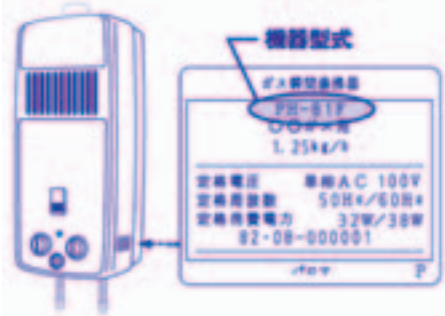
～パロマ工業株式会社に対する緊急命令について～ (消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令)

パロマ工業株式会社が製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器7機種には製品の欠陥があると認められることから、経済産業省は同社に対し、平成18年8月28日付けで消費生活用製品安全法第82条の規定に基づき、該当する製品の点検及び回収、消費者への注意喚起、点検及び回収状況の報告を行うよう、緊急命令を発動しました。

担当：経済産業省商務情報政策局製品安全課

☎03-3501-4707(直通)

いままでの経緯は、経済産業省の発表をご覧ください。
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/contents/kinkyu/kinkyu_index_2.htm

対象機種の一覧	
製品名	ガス瞬間湯沸器
品番	PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F、PH-161F
表示位置	製品側面にある機器型式プレートを御確認下さい。 
製造年月	昭和55年～平成元年7月

該当製品をお持ちの方は、至急、パロマ工業株式会社にお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル(無料) 0120-31-4552

(土・日・祝日を含む24時間受付)

県立青森高等技術専門校 平成19年度生 学生募集

- 1 募集科名及び募集人員
高卒者コース（普通課程）

科 名	募集人員	訓練期間
電 気 工 学 科	20名	2年
建設システム工学科	20名	2年

建設システム工学科については、環境土木工学を中心とする訓練内容の見直しを予定しています。

- 2 願書受付期間
平成18年10月10日（火）～11月2日（木）
- 3 入校選考日
平成18年11月16日（木）午前9時～
- 4 選 考 方 法
筆記試験（数学・国語）
面接
- 5 選 考 場 所
青森県立青森高等技術専門校
青森市大字野尻字今田43 - 1
電話 017 - 738 - 5727
- 6 合 格 発 表
平成18年11月29日（水）

万一の交通事故でも私たちが必ず守ってくれる。 それが自賠償制度

『忘れないで。免許とヘルメット、そして「自賠償」。』
交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、事故発生件数及び負傷者数については、発生件数は6年連続で90万件（平成17年末）を超え、負傷者数は7年連続で100万人（同年末）を超えるなど、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠償保険・共済は、原動機付自転車も含むすべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられており、すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

ひとりひとりが、より一層自賠償制度の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠償保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています（自動車損害賠償保障法）。

特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠償制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます



MOA美術館 児童作品展
展示日時:平成18年10月14日(土)・15日(日) 午前9時～午後4時
表彰式日時:平成18年10月15日(日) 午後2時より
場 所:中泊町総合文化センター「パルナス」
※ 15日午前10時～午後3時には「輪の花」の体験と抹茶のサービスがあります。多数の方のあこしをお待ちしております。
主催:MOA美術館中泊児童作品展実行委員会 実行委員長 井沼 洋三 連絡先:0173-57-2752(菊池愛子)
後援:中泊町、中泊町議会、中泊町教育委員会、中泊町保護司会、中泊町児童保護女性会、中泊町自然農法研究会

～知っていますか？ 建退共制度～

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛金：日額310円
特 長

国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。

経営事項審査で加点評価の対象となります。掛金の一部を国が助成します。

掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ「建退共へようこそ」に、退職金の試算・パンフレット請求等、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

アドレス <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>
詳しいことは、もよりの建退共の青森支部へお問い合わせ下さい。

第47回「法の日」週間広報行事

法廷等公開

10月1日から7日までの1週間は「法の日」週間です。裁判所では、法の日週間にちなんで次のような広報行事を企画しました。

日時 平成18年10月12日(木)
午後1時から午後4時まで
場所 青森地方・家庭裁判所五所川原支部
五所川原簡易裁判所

法廷、調停室等施設の一般公開(午後1時から午後4時まで)

裁判員制度についての説明及び模擬裁判(見学者参加)
(午後1時30分から午後4時まで)

その他、記念品も用意しております。

当日は、普段はあまり見る機会のない裁判所施設が公開されます!

あなたも裁判員になってみませんか?

お問い合わせは

青森地方裁判所五所川原支部庶務課

☎0173 - 34 - 2927

平成19年度県立障害者職業訓練校訓練生募集

募集科名、募集定員及び募集期間

科名	募集定員	募集期間	訓練期間	対象者
電子機器科	10名	H18年10月10日(火)	1年間 (平成19年4月 ～ 平成20年3月)	身体障害者
製版科	10名	H18年11月2日(木)		
事務科	10名	H19年1月4日(木)		知的障害者
作業実務科	10名	H19年2月2日(金)		

入校選考日及び選考方法

科名	入校選考日	選考方法
電子機器科	平成18年 11月16日(木)	筆記試験(国語・数学)、面接
製版科	平成19年 2月16日(金)	筆記試験(国語・算数)、適性検査、 面接(保護者同伴)

選考場所 青森県立障害者職業訓練校
(弘前市緑ヶ丘1-9-1 ☎0172-36-6882)

応募資格 高卒程度の学力を有し、障害が安定し、1年間の訓練に耐えられ、訓練修了後に就職を希望する方(障害者手帳を所持していること)

合格発表 平成18年11月29日(水)午前9時
(電子機器、製版、事務科)
平成19年2月23日(金)午前9時
(作業実務科)

応募手続 入校を希望する方は、入校願書を公共職業安定所に提出して下さい。
入校願書は公共職業安定所に用意してあります。

ホームページアドレス <http://www12.ocn.ne.jp/~ao-jtsh/>

～第28回西北五地区書道展入賞者～

◇小泊公民館習字

- ・中泊町長賞 中1 笹山 実聖
- ・中泊町議会議長賞 小4 三上 歩乃佳
- ・中泊町教育長賞 小3 笹山 椋太郎
- ・西北五地区連奨励賞 小5 宮下 佳奈
- ・特選 小5 山崎 佳奈

◇薄市・武田教室

- ・日本教育書道会会長賞 中3 加賀田 知里
- ・呉竹賞 中2 三上 優衣
- ・特選 小4 澤田 有紀
- 小5 秋元 瑞香
- 中1 野上 理帆
- 中1 青山 穂奈美

読書推進研修会

『平成18年度西北五つがる読書推進研修会』

& 『つがる市読書まつり』開催

期 日 平成18年10月29日(日) 12:30～

(受付12:00～)

場 所 つがる市生涯学習交流センター『松の館』

(つがる市役所向い)

〒038-3138 つがる市木造若緑52 ☎0137-49-1200

対 象 絵本の読み聞かせや物語の朗読、語り
など読書に関心を持つ方

テ ー マ ～読書の楽しさ、子どもと共に!～

日程・内容

【前半の部】 『平成18年度 西北五つがる読書推進研修会』 (事前の申し込みが必要です。)	
12:00～12:30	受付
12:30～12:40	開会行事
12:40～13:40 (60)	講演 演題『読書でかけがえのない時を』 講師 大竹辰也 (元RABアナウンサー/青森市)
13:50～14:20 (30)	実演 発表 『小学生による読み聞かせ活動』 つがる市立向陽小学校・読書部 (つがる市) 五所川原市立南小学校・図書委員会 (五所川原市)
14:20～14:50 (30)	意見交換 進行 長谷川美保子 (青森県学校図書館協議会会長)
14:50～15:00	閉会行事
【後半の部】 『つがる市読書まつり』 (自由参加となりますので、事前の申し込みは不要です。)	
15:00～17:00 (予定)	つがる市内の読書サークルのみなさん他による、絵本づくり・なぞなぞ・資料展示etc.

「前半(研修会)だけ」、「後半(まつり)だけ」のご参加でもかまいません。

どうぞ、お子様も一緒に参加ください。(託児所もあります。)

参加費 無料

申し込み 研修会(前半の部)へのご参加を希望される方は、TEL・FAX・郵送にて、下記へお申し込み下さい。

※申し込み締切/10月13日(金)まで

問い合わせ先 中泊町立図書館 ☎69-1111

労働問題110番

(STOP!!未払賃金・サービス残業)

司法書士無料電話相談会

司法書士が皆様の相談相手になります。

日 時:平成18年11月5日(日)

午前10時から午後4時まで

電話番号:017-721-2229(代表)

017-721-2254

主 催:青森県青年司法書士会